

行橋市移住検討助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行橋市（以下「市」という。）への移住を検討している東京圏の居住者に対して、現地体験及び相談機会を提供し、移住決定につなげることを目的として、移住視察に要する交通費及び宿泊費の一部を助成することについて、行橋市補助金等交付基本要綱（昭和62年6月行橋市告示第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住視察 市への移住を検討している者が、行橋市内（以下「市内」という。）に宿泊し、市が実施する移住検討相談会（以下「相談会」という。）に参加すること。
- (2) 世帯 住民基本台帳に記載された同一世帯をいう。

(対象者の要件)

第3条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 東京圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県）の住民基本台帳に記載されている者であること。
- (2) 市内に1泊以上宿泊すること。
- (3) 市が指定する日時に、オンラインによる事前面談に参加すること。
- (4) 申請時点において、世帯員のうち1名以上に福岡県内への転職、転勤又は就職の予定があること。
- (5) 市が実施する相談会に参加すること。
- (6) 相談会参加後において、市が実施するアンケート調査に協力すること。
- (7) 相談会に参加した日から半年及び1年が経過した日において、市が実施する

検討状況報告に協力すること。

(8) その他市長が必要と認める事項に協力すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。

(1) 過去に行橋市移住検討助成金の交付を受けたことがある者

(2) 暴力団（行橋市暴力団排除条例（平成22年行橋市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらの者と密接な関係を有する者

（対象経費）

第4条 助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 交通費（鉄道利用料金、飛行機利用料金、レンタカー利用料金、バス利用料金又は船舶利用料金をいう。）

(2) 宿泊費（市内の宿泊施設の利用料金をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、助成の対象としない。

(1) 飲食代

(2) 観光地入場料及び体験料

(3) 保険料及びキャンセル料

(4) クレジットカード手数料及び振込手数料

(5) その他市長が不適當と認める経費

（助成金額）

第5条 助成金の額は、1人当たり2万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定にかかわらず、世帯で移住視察を行う場合は、1世帯につき2人を上限として交付する。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、相談会参加予定日の15日前までにオンラインによる申請を行わなければならない。

2 申請者は、前項の申請を行う場合は、必要書類を併せて提出するものとする。

3 前項に規定する必要書類は、次に掲げるものとする。

(1) 住民票の写し（世帯全員分）

(2) その他市長が必要と認める書類

（事前面談）

第7条 市長は、前条の規定による申請及び必要書類の提出があったときは、申請者に事前面談の日時及び面談方法を通知するものとする。

2 市長は、事前面談において相談会の日時、申請者の対象要件、対象経費等の確認を行うものとする。

（決定通知）

第8条 市長は、事前面談を終えたときは、速やかに助成金の交付の可否を行橋市補助金等交付基本要綱第6条に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（相談会）

第9条 相談会は、市職員との説明相談会及び申請者の転職、転勤又は就職の予定先その他の申請者の希望する用務先への視察を実地にて行うものとする。

（助成金の請求）

第10条 助成金の請求は、相談会に参加した日から起算して30日以内にオンラインにより行うものとする。

2 前項の請求は、必要書類を併せて提出するものとする。

3 前項に規定する必要書類は、次に掲げるものとする。

(1) 対象経費の領収書（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の写し

ア 発行者の名称及び住所が記載されていること。

イ 利用日、利用内容及び金額が記載されていること。

ウ 申請者の氏名が記載されていること。

(2) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による助成金の請求があったときは、口座振込により助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定の通知を受けた申請者又は助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項に規定する者に該当することが判明した場合
- (2) 相談会に参加しなかった場合
- (3) 市長が指定する期限までに助成金の請求を行わなかった場合
- (4) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けた場合
- (5) 助成金を対象経費以外の経費に充当したことが判明した場合
- (6) その他市長が必要と認める場合

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行うときは、当該申請者に対して通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定に該当する助成金の交付を受けた者に対して、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

4 前項の規定により返還を命じられた者は、通知を受けた日から起算して30日以内に助成金の返還を行わなければならない。

(補償)

第12条 第7条第1項の規定による助成金の不交付決定通知又は前条第2項の規定による交付決定の取消通知を受けたことによって、当該通知を受けた者に交通費のキャンセル料、宿泊費のキャンセル料その他の損害が生ずることがあっても、市長は賠償の責めを負わない。

(検討状況報告)

第13条 検討状況報告は、次に掲げる時期に行うものとする。

- (1) 相談会に参加した日から起算して6月を経過した日
- (2) 相談会に参加した日から起算して12月を経過した日

2 検討状況報告は、次に掲げる事項について報告するものとする。

- (1) 移住に関する検討状況
- (2) 市への移住予定の有無及び時期
- (3) 福岡県内への転勤・就職の実現状況
- (4) 市の施策に対する意見・要望

(個人情報の取扱い)

第14条 市が取得した対象者の個人情報は、この事業の実施及び統計分析のためにのみ使用し、個人情報保護法（平成）適切に管理するものとする。

(委任)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。